

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりです。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役です。なお、社外取締役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等ではありますが、該当する連結子法人等はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。ただし、有価証券報告書記載の「対象となる役員の員数」には期中に就任・退任した者を含めており、「対象役員の平均報酬額」の算出根拠として用いるのは適切ではないため、算出に当たっては、当該期中就任者・期中退任者を除いております。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務について

① 報酬委員会等の整備・確保の状況について

当行は、当行の役員（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系、報酬の内容を審議する機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容に係る決定方針及び個人別の報酬額等の内容を審議しております。

指名報酬委員会は、その過半が社外取締役により構成され、取締役等の報酬制度の運用全般について監視・牽制を行い、業務推進部門からは独立して報酬決定方針等を株主総会の決議の範囲内で定める権限を有しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員間の協議により決定しております。

② 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2024年4月～2025年3月)
指名報酬委員会（名古屋銀行）	3回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価について

対象役員及び対象従業員等の報酬等に関する方針について

(1) 「対象役員」の報酬等に関する方針

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2024年3月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員間の協議により決定しております。

(ア) 基本方針

- I. 当行の取締役の報酬体系は、地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関としてすべてのステークホルダーの価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切に設定する。
- II. 個々の取締役の報酬は各役位、職責、当行の業績や経済・社会情勢、従業員給与の水準等を踏まえ、適正性を重視し、短期的な利益偏重にならない水準とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬により構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役については中立性、独立性を確保する観点から、基本報酬のみとする。
- III. 報酬の決定プロセスは、株主総会の決議を遵守した上で、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会がその具体的内容を決定することで、公正性と客観性を確保する。

(イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当行の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

(ウ) 業績連動報酬の内容及び個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の経営計画の達成に向けたインセンティブの向上及び業績に対する経営責任を明確にする観点から業績連動報酬（金銭報酬）を支給する場合がある。業績連動報酬は、経営計画等に掲げる財務目標を指標とした上で、非財務目標を加味した各事業年度の業績評価を踏まえて、指名報酬委員会が個人別の業績連動報酬額を決定し、事業年度終了後一定の時期に支給するものとする。

(エ) 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬制度により譲渡制限付株式を各事業年度につき1回、一定の時期に割り当てるものとし、割当株式数は役位別に決定し、基本報酬の月額額の200%前後を一律で割当株式数の算定に用いる基準額とする。

(オ) 基本報酬の額、業績連動報酬の額または譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬の額は、適正なインセンティブとして機能する一方で短期的な利益偏重とならないよう総額の上限を設定した上で、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で支給金額を決定する。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬の種類別の割合は、業績連動報酬の指標達成時の取締役（使用人兼務取締役を除く）平均で、基本報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝65：25：10を目安として設定する。

(カ) 取締役に對し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

(イ)、(ウ)、(エ)に記載。

(キ) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任することとするときの次に掲げる事項

I. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会にその決定を委任する。指名報酬委員会は株主総会決議により決定された報酬総額の範囲内で、その具体的内容を決定する。なお、監査等委員である取締役の報酬額については監査等委員間の協議により決定する。

Ⅱ. Ⅰ. の者に委託する権限の内容

各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額、譲渡制限付株式報酬の個別の割当株式数の算定に用いる基準額とする。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式個数を決議する。

Ⅲ. Ⅰ. の者によりⅡ. の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会に委任することにより、決定プロセスの透明性を確保する。個人別報酬等の決定に当たっては、当行の業績や経済・社会情勢、従業員給与の水準等を踏まえ、当決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行うことにより適正性を確保する。

(フ) 報酬の返還、没収事由やその決定に関する方針

Ⅰ. 業績連動報酬

重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、または取締役及び執行役員の在任期間中にコンプライアンスに違反し、当行の信用を害し、または、当行に損害を与えた「役員に対する懲罰に関する規程」にもとづいて取締役会または常務会が判断し、懲罰を決議した場合、指名報酬委員会は、取締役会等からの諮問を受けて、業績連動報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収または支給済みの業績連動報酬の全部もしくは一部の返還を求めるか否かについて決議し、当該役員に没収及び無償での返還を求めることができる。

Ⅱ. 譲渡制限付株式報酬

当行と支給対象取締役が支給の都度締結する「譲渡制限付株式割当契約書」において、支給した株式の無償取得事由を定めることとする。

(ケ) 当決定方針の決定方法

当決定方針は、指名報酬委員会の答申を得た上で、取締役会の決議により決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において、年額270百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は11名（うち社外取締役2名）です。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬は、2022年6月24日開催の第104期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額とは別枠で年額70百万円以内かつ4万株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

業績連動報酬等に関する事項

当行は、指名報酬委員会において地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関として全てのステークホルダーの価値の持続的な向上に資する役員報酬のあり方を審議し、その結果、経営計画に掲げる経営目標の達成に向けた業績向上のインセンティブ向上及び業績に対する経営責任を明確化する観点から、2024年度から「業績連動報酬制度」を導入することを決定し、2024年3月27日の取締役会において決議しました。

・業績連動報酬の対象者

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）

・業績連動報酬の算定方法

経営計画等に掲げる財務目標（連結ROE、コア業務純益）及び非財務目標（ワークエンゲージメント）を指標として、指名報酬委員会があらかじめ定められた算定方法により各事業年度の業績評価を行い、業績連動報酬の総額を決定します。個人別の業績連動報酬額は、役位別に定められたポイント数をもとに、報酬総額を総ポイント数で按分して決定します。なお、当事業年度の連結ROEの実績は5.0%超～5.5%以下、コア業務純益の実績は220億円以上～240億円未満、ワークエンゲージメントの実績は3.0以上3.6未満となっております。

・業績連動報酬の支給方法

算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給することとします。報酬総額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において決議された報酬の限度額は超えないものとします。

・業績連動報酬等の没収や返還に関する方針

業績連動報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収または支給済みの業績連動報酬の全部もしくは一部の返還を求める事由について定めています。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案の上、予算措置を行う仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

(1) 別紙様式第一面（REM1）：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等				
項番			イ	ロ
			対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	9	—
2		固定報酬の総額（3 + 5 + 7）	211	—
3		うち、現金報酬額	182	—
4		3のうち、繰延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	28	—
6		5のうち、繰延額	28	—
7		うち、その他報酬額	—	—
8		7のうち、繰延額	—	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	7	—
10		変動報酬の総額（11 + 13 + 15）	69	—
11		うち、現金報酬額	69	—
12		11のうち、繰延額	—	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
14		13のうち、繰延額	—	—
15		うち、その他報酬額	—	—
16		15のうち、繰延額	—	—
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
18		退職慰労金の総額	—	—
19		うち、繰延額	—	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
21		その他の報酬の総額	—	—
22		うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額（2 + 10 + 18 + 21）		280	—

(注) 1. 対象役員の報酬等には、使用人兼務役員の使用人給与額を含めております。
2. 固定報酬の対象役員のうち監査等委員である取締役は、株式報酬額又は株式連動型報酬額の支給対象となっておりません。
3. 固定報酬の株式報酬額又は株式連動型報酬額は、当事業年度に発生した譲渡制限付株式報酬としての繰延報酬を記載しております。

(2) 別紙様式第二面（REM2）：特別報酬等

特別報酬等に該当する事項はございません。

(単位：人、百万円)

REM2：特別報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、下記「別紙様式第三面（REM3）：繰延報酬等」以外に該当する事項はございません。

（1）別紙様式第三面（REM3）：繰延報酬等

（単位：百万円）

REM3：繰延報酬等						
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	112	—	—	—	8
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額		112	—	—	—	8

（注）繰延報酬等の残高は、譲渡制限付株式報酬としての繰延報酬を記載しております。